

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 田原本町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	67.2%
全職員	69.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.1%
本庁課長相当職	99.5%
本庁課長補佐相当職	101.6%
本庁係長相当職	88.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	95.8%
26～30年	89.7%
21～25年	100.6%
16～20年	89.6%
11～15年	81.1%
6～10年	90.9%
1～5年	76.7%

【説明欄】

・該当者が存在しない（一方の性別の職員が存在しない場合を含む。）場合は「—」としている。
 ・本来業務とは異なる時間外勤務手当（選挙事務等）は計算に含めない。
 ・役職段階別には出先機関勤務者は計算に含めない。
 ・育児休業取得者やパートタイム会計年度任用職員など勤務期間や勤務時間が常勤職員に比べ短い対象者は、常勤職員の勤務時間で換算することで人数の調整を行った。
 ・任期の定めのない常勤職員以外の職員には任期付職員や暫定再任用職員のほか、会計年度任用職員も含まれる。この中で比較的給与の高い任期付職員や暫定再任用職員は男性の比率が高い（男性18人・女性4人）一方、給与額の低い会計年度任用職員は女性の人数の比率が高い（男性94人・女性193人）ため男女の差異が大きくなっている。
 ・扶養手当や住居手当は世帯主に支給する場合が多く、いずれも男性への支給比率が高いため、給与差異の一因になっている。扶養手当：男性80人・女性11人、住居手当：男性30人・女性12人

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。